

令和6年度

第35回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年4月25日

東松島市農業委員会

令和6年度第35回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年4月25日（木） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	—	2 番	鈴 木 仁 逸	3 番	佐 藤 祥
4 番	熊 谷 奨	5 番	阿 部 喜 生	6 番	秋 本 まゆみ
7 番	小 山 静 子	8 番	大 山 道 保	9 番	浅 野 喜代志
10 番	安 部 俊 郎	11 番	—	12 番	小 岩 敏 幸
13 番	大 崎 康	14 番	川 村 勝 雄	15 番	安 倍 民 夫
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	門 馬 宏 之	11 番	本 田 幸 男		

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長 : ただいまより、第35回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長 : — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。

本日は、1番門馬宏之委員、11番本田幸男委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより第35回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、9番浅野喜代志委員、10番安部俊郎委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 貸貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長 : 資料の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、小松字下浮足29 外 計11筆で5,097㎡、解約届出日は令和6年2月29日、借人の都合のため貸貸借契約の解約でございます。

その2、上下堤字南383—1 外 計3筆で5,947㎡、解約届出日は令和6年3月27日、耕作者変更のため貸貸借契約の解約でございます。

その3、小松字上砂利田260—2 外 計7筆で6,411㎡、解約届出日は令和6年3月27日、両者の協議により使用貸借契約の解約でございます。

その4、赤井字寺75—4、660㎡、解約届出日は令和6年4月3日、貸人の都合により使用貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の3ページをご覧ください。

その1、矢本字二反走35、931㎡、債務弁済のための代物弁済による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番小岩敏幸委員より聴き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年4月21日。権利の種類は所有権移転。出し手、受け手の理由は、代物弁済。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、その他の自営業です。通作距離については約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、日程第5、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は4ページとなります。

その1、赤井字七反谷地226-1 外 計3筆で1,752.57㎡。転用目的は、駐車場敷地。現在の利用状況は休耕中。賃貸借権となります。位置図については、5ページのとおりで、石巻西高校の北西側となります。農地区分としては第2種農地となります。本件は、平成27年から駐車場敷地として利用しており、追認案件となり、始末書を提出しております。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私となりますので、事務局より調査の報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年4月23日。転用目的は、レッカー業務用地として駐車区画、通路、資材置場として使用する。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の賃借権設定を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○事務局長： 資料は6ページとなります。公告日は全て令和6年4月30日となります。

その1、大曲字櫓前125—1、4、625㎡。借賃は、金納で46,250円、期間については、令和6年5月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員12番 小岩敏幸委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年4月21日。権利の種類は、賃借権設定。出し手理由は、相手方要望。受け手理由も、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.8kmで、農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設花きの複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その１を承認することに決定します。

次に、その２及びその３は再設定ですので一括して事務局から説明願います。

○事務局長：その２、小松字向田９―１ 外 計９筆で９，１０２㎡。借賃は、物納で５４０kg。期間については、令和６年５月１日から令和１６年２月２８日までの１０年間となります。

その３、赤井字川前三３５２ 外 計３筆で３，１８２㎡。借賃は、物納で１８０kg。期間は、令和６年５月１日から令和１６年３月３１日の１０年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その２及びその３を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その２及びその３を承認することに決定します。

次に、所有権移転について上程いたします。

その１を事務局より説明願います。

○事務局長：その１、赤井字関の内一号１―２、８７０㎡。対価は２００，０００円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員１１番 本田幸男委員が欠席ですので、事務局より聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長：報告いたします。

調査年月日は、令和６年４月２１日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足、相手方要望。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約０．５kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その１を承認することに、ご異議ご

ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長：その2、大塩字裏谷地242—1 外 計3筆で1,771㎡。対価は531,300円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員13番 大崎康委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○大崎康委員：報告いたします。

調査年月日は、令和6年4月21日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

次に、その3ですが、浅野喜代志委員にかかる案件ですので、規定により退席願います。
事務局から説明願います。

○事務局長：その3、上下堤字平崎前62、178㎡。対価は贈与によるのでありません。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員8番 大山道保委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○大山道保委員：報告いたします。

調査年月日は、令和6年4月21日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、贈与。受け手理由は、受贈。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.1kmで、代金の支払い方法は贈与によるので無し。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合

経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。

浅野喜代志委員、ご入室願います。

本計画その3は原案とおり承認することに決定となりましたことをご報告します。

次に、農地中間管理事業の一括方式について上程します。

その1からその11を事務局から説明願います。

○事務局長： 公告日は令和6年4月30日。転貸人は、全て、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。

その1、大曲字新田172、6、331㎡。借賃は、金納で75,972円。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その2、大曲字七下154、8、865㎡。借賃は、金納で106,000円。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その3、矢本字二反走115 外 計2筆で2,000㎡。借賃は、金納で24,000円。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その4、赤井字七反谷地185—2、1、139㎡。借賃は、金納で5,695円。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その5、赤井字七反谷地163—2 外 計8筆で9,529㎡。借賃は、物納で477kg。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その6、小松字沢田前104—2 外 計12筆で19,099㎡。借賃は、物納と金納で、各々150kgと185,956円。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その7、大塩字岩崎107 外 計5筆で5,388㎡。借賃は、物納で274kg。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その8、大塩字岩崎106、1、931㎡。借賃は、物納で116kg。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その9、大塩字中沢8—1 外 計9筆で6,844㎡。借賃は、金納で64,416円。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その10、大塩字岩崎25—1 外 計4筆で1,326.51㎡。借賃は、なし。期間については、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

その11、小松字柴164 外 計2筆で7,686㎡。借賃は、金納で49,959円。期間につ

いては、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその11を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその11を承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第35回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時55分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28
条第3項の規定により署名する。

令和6年4月25日

東松島市農業委員長 佐藤 栄宏

署名委員 9番 浅野 喜代志

署名委員 10番 名 部 俊 郎